

令和元年度の新型感染症拡大防止にともなう休校等措置期間における 立野小学校PTA情報配信等についてのガイドライン

(目的)

第1条

このガイドラインは、立野小学校PTA(以下「本会」という。)が令和元年度の新型感染症拡大防止にともなう休校等の措置期間におけるPTA活動に関する情報の発信及び収集にかかる事項を定めることを目的とする。

(指針)

第2条

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。本会の活動においては、会員の個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条

個人情報の取扱方法は、既に定めている立野小学校PTA個人情報取扱規則に準ずるものとする。

(利用目的)

第4条

本会では、収集した個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条

本会における個人情報の取得は、会員の同意のもと、会員から、本会会長に対し、氏名、電話番号、その他本会の活動に必要とする事項を記載した書面の提出を受ける方法により行う。

(同意の取り消し)

第6条

会員は、前条の個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別

の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

2 会員から個人情報取得の同意の取消しの申し出があった場合、本会は、直ちに本会が保有する該当の個人情報を廃棄または削除しなければならない。

(管理)

第7条

個人情報は、本会が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(セキュリティ対策等)

第9条

本会が収集した会員の個人情報を管理する端末の情報セキュリティを確保するため、本会は、次の環境を整備する。

ア 必要な端末機及び電磁記憶媒体を確保し、管理すること。

イ 確実なウイルス対策を行うこと。

ウ ソフトウェアを随時更新する。コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム)の被害を予防するため、最新のワクチン(ウイルスを発見し駆除するために作られたソフトウェア)によるウイルス検査を定期的実施すること及び電源投入時にウイルス管理ソフトを起動させ、使用中常時監視させること。

附則 このガイドラインは、令和2年3月30日から施行する。